

平成20年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ネ)第121号 求償金等請求控訴事件 (原審・名古屋地方裁判所平成18年(ワ)第1781号)

平成20年7月14日 口頭弁論終結

判

決

北海道 [redacted]

控訴人 (1 審原告)

同代表者代表取締役

同代理人支配人

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

横浜市 [redacted]

控訴人補助参加人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

[redacted]

被控訴人 (1 審被告)

同所

被控訴人 (1 審被告)

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

主

株式会社 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

株式会社 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

古 田 敏 章

文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、495万円及びこれに対する平成18年5月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人らの負担とする。

(4) 仮執行宣言

2 被控訴人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人■■■■（以下「控訴人■■■■」という。）が、A ■■■■株式会社（以下「A」という。）または、控訴人補助参加人（以下単に「補助参加人」という。）との間で、太陽光発電システムに関する製品の売買契約及び製品の取付けに関する役務提供契約（以下、売主等をAとする契約を「本件1ソーラーシステム契約」と、売主等を補助参加人とする契約を「本件2ソーラーシステム契約」という。）を締結し、また、B 損害保険株式会社（以下「B 損保」という。）との間で、金銭の借入契約と、B 損保が、その借入金を、代金として、長州産業に立て替えて支払う旨の契約（以下「本件立替払契約」という。）を締結したうえ、控訴人との間で、本件立替払契約に関する保証委託契約（以下「本件保証委託契約」という。）を締結し、被控訴人■■■■（以下「被控訴人■■■■」という。）が、控訴人との間で、本件保証委託契約に基づく債務について連帯保証する旨の契約（以下「本件連帯保証契約」という。）を締結したとして、控訴人から、被控訴人■■■■に対しては、本件保証委託契約に基づき、被控訴人■■■■に対しては、本件連帯保証契約に基づき、連帯して、495万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原審は、控訴人の請求を棄却したので、控訴人及び補助参加人が控訴した。

3 当事者の主張は、以下のとおり原判決を付加訂正するほかは、原判決の「第

2 当事者の主張」欄の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 原判決の付加訂正

(1) 原判決4頁22行目冒頭から同頁23行目末尾までを、次のとおり改める。

「(2) 同(2)ア及びイの事実是否認する。」

(2) 原判決5頁13行目の「■■■は、」から同頁15行目末尾までを、次のとおり改める。

「■■■は、被控訴人■■■の代理人として、平成17年11月9日付けのソーラーローン契約書（甲1，以下「本件ソーラーローン契約書」という。）に被控訴人■■■名義の署名、押印をし、被控訴人■■■は、同書面の連帯保証人欄に、自署し、押印をした。」

(3) 原判決6頁8行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「そして、■■■は、同月19日ころ、被控訴人■■■の代理人として、工事請負契約書の注文者欄に、被控訴人■■■名義の署名、押印をした。」

(4) 原判決7頁22行目の「平成18年8月21日ころ、」を「平成18年1月21日ころ（甲2の2），遅くとも同年6月26日（原審の第1回口頭弁論期日），」と改める。

(5) 原判決13頁18行目末尾を改行して、次のとおり付加する。

「(5) また、■■■及び被控訴人■■■は、補助参加人との間で、本件2ソーラーシステム契約を締結したものと認識している。そして、本件ソーラーローン契約書には、販売店として A が、代理店として補助参加人が、明記されている。このように、消費者との間で訪問販売にかかる契約を締結した業者と立替払契約の加盟店とが異なる場合があるが、直接訪問販売をした業者は立替払契約の取次店として位置づけられ、契約書には、加盟店及び取次店双方が併記して記載されているから、特定商取引法4条、5条の規定する法定書面の記載要件を満た

している。したがって、被控訴人らのクーリングオフの意思表示は効力がない。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求を棄却すべきものと判断するが、その理由は、原判決14頁4行目の冒頭から同15頁2行目の末尾までを、次のとおり改めるほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」欄の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

「3 請求原因(3), 同(4)について

証拠（甲1、乙8ないし10、丙2、原審における証人■■■、同被控訴人■■■）及び弁論の全趣旨を総合すれば、■■■は被控訴人■■■の代理人として、本件ソーラーローン契約書に、被控訴人■■■名義の署名、押印をし、また、被控訴人■■■は、連帯保証人として、同契約書に自署したうえ、押印をし、これによって、同人らは、控訴人及び■■■B■■■損保との間で、以下の内容の合意をしたことが認められる。

- (1) 被控訴人■■■が補助参加人に商品等の購入を、分割支払の方法で申し込み、補助参加人を介して■■■A■■■が、被控訴人■■■に代わって、控訴人に融資の取次を委任する。
- (2) 控訴人は、審査の結果、被控訴人■■■の連帯保証人となることを承諾し、同人に代わって、■■■B■■■損保に融資の申込みをする。
- (3) 控訴人は、■■■B■■■損保から、被控訴人■■■に代わって融資金を受領し、■■■B■■■損保は、控訴人に対し、被控訴人■■■からの返済金の取立を委任する。
- (4) 控訴人は、受領した融資金を被控訴人■■■に代わって■■■A■■■に支払う。
- (5) 被控訴人■■■は、商品等の代金に手数料を加えた額を、分割払いで、控訴人に支払う。

(6) 控訴人は、被控訴人■が支払った分割金を、同被控訴人の返済金として■B■損保に支払う。

(7) 被控訴人■は、被控訴人■の控訴人に対する分割支払債務について連帯保証する。

以上認定の事実によれば、被控訴人■の代理人■は、■B■損保との間で、本件立替払契約を、控訴人との間で、本件保証委託契約を締結するとともに、被控訴人■は、控訴人との間で本件連帯保証契約を締結したものと認められる。

4 被控訴人らの抗弁について

(1) 事実経過について検討するに、証拠（甲1、2の2、甲6ないし8、乙2、3、6の1、2、乙7ないし12、13の1ないし12、乙14の1ないし12、乙15の1ないし12、丙1、原審における証人■■■■郎、同証人■■■、同被控訴人■■■）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 補助参加人の従業員である■■■■郎（以下「■■■」という。）は、平成17年11月5日、飛び込みで、被控訴人ら宅を訪問し、被控訴人■■■及び■■■に対し、太陽光により発電する装置の取付けとこれを利用した調理器具、給湯装置等の取付けに関する契約締結の勧誘をした。

イ 同月9日、■■■及び補助参加人の従業員■■■は、被控訴人ら宅を訪問し、被控訴人らに対し、被控訴人ら宅での従前の1か月の光熱費をガス代8000円、電気代1万7500円の合計2万5500円と仮定した場合、太陽光発電システム（4・56キロワット）を設置すると、1か月で光熱費が約2万7000円以上、10年後で327万円、15年後で490万円、30年後で980万円節約になるなどとするシュミレーションを示し、「太陽光発電システムを取り付ければ、電

気代の節約になる、同システムを利用してできた電力を売れば、
電力から代金が払われる、電気の売却代金で、同システムを買うためのローン代をほぼ賄える」との趣旨の説明をし、同システムと電化製品の代金及び設置費用の合計の見積額が495万円になるとの説明をし、見積書を示した（乙3）。

ウ 被控訴人及びは、前記説明を受け、同日、申込日を同日、商品の引渡日を同年12月初旬ころ、商品（役務）名が太陽光発電システム（システム出力が4・56キロワット）、オール電化、数量1、役務の提供が有り、提供される役務に関する別紙明細は無しとの記載がなされ、金額495万円、支払総額617万4419円で、毎月の支払額3万4000円余で、平成18年1月から180回払、保証受託会社を控訴人、売買契約（商品等）の問合わせ先として、販売店をA、代理店を補助参加人とする本件ソーラーローン契約書に自署し、押印した（ただし、は被控訴人の代理人として、同被控訴人名義の署名、押印をした。）（甲1）。

エ 同月11日、控訴人から被控訴人ら宅に、本件立替契約、本件保証委託契約及び本件連帯保証契約の意思確認のための電話があったが、その際、被控訴人は自宅におらず、が被控訴人になりすまして電話に対応をした蓋然性が高い（甲6、乙7）。

オ 同月14日、15日ころ、は、被控訴人ら宅を訪問し、太陽光発電システム本見積書と題する書面（乙3、以下「本件本見積書」という。）を交付するとともに、は被控訴人の代理人として、日付けが同月9日、システム内容を個人住宅用太陽光発電システム、機器代金と取付設置費用の合計額を495万円、工事着工日を同月27日、工事完了日を同月28日、連系開始予定日を同年12月28日とし、請負者を補助参加人とする工事請負契約書の注文者欄に被控訴

人■■■名義の署名、押印をした（乙2，3）。

カ 被控訴人■■■は、同月18日ころ、補助参加人■■■支店に、本件2ソーラーシステム契約を取りやめると申し入れたところ、同月19日、■■■及び■■■は、被控訴人ら宅を訪問し、被控訴人■■■らに対して、解約を思い止まるよう説得し、■■■は、36万8000円の健康器具を、前記契約のサービス分として33万8000円値引きして、3万円で購入することとし、■■■らは、工事請負契約書に「IHクッキング100v、健足くん」と書き込んだ（乙2，11，12）。

キ 同月26日及び同月27日、太陽光発電機、給湯器などの取り付け工事が行われ、同年12月12日、配線工事が行われて、同月より、一連の設備の利用ができるようになった（乙6の1）。

ク 被控訴人らは、平成18年1月21日付け書面をもって、補助参加人に対し、本件2ソーラーシステム契約を解約（クーリングオフ）する旨の意思表示（以下「本件クーリングオフの意思表示」という。）をした（甲2の2）。

これに対し、控訴人らは、平成17年11月9日、補助参加人が被控訴人■■■らに対し、本件本見積書を提示し、同日、被控訴人■■■らは、本件ソーラーローン契約書及び工事請負契約書に署名、押印したと主張する。確かに、被控訴人■■■らが本件ソーラーローン契約書に署名、押印したのは、同日であること、両書面とも作成日付が同日となっていることは、前記（引用にかかる付加訂正後の原判決。）認定のとおりである。しかし、本件ソーラーローン契約書では、役務の提供の有無については有りと記載されているのに、提供される役務に関する別紙明細の有無については無しと記載されている。この記載からすると、本件ソーラーローン契約書には、提供される役務の内容や、売買契約の代金額と役務提供に対する対価がそれぞれ、いくらになるのか、その詳細に関する

明細書が別紙として添付されていなかったものと認められる。また、渡
■が被控訴人■らに交付した太陽光発電システム（３・５６キロワッ
トのもの）に関する見積書の番号は３１５９番から３１６４番で、作成
日付はいずれも平成１７年１１月１１日となっている（乙４の１ないし
６）のに対し、本件請負契約書作成の際、被控訴人■らに交付された
本件本見積書中の見積書の番号は３１６７番となっている（乙３）。そ
して、前記各見積書は、番号順に作成されたものと推認されるから、本
件本見積書中の見積書は、平成１７年１１月１１日以後に、作成日付を
同月９日に遡らせて作成された蓋然性が高いものと推認するのが相当で
ある。そうすると、本件保証委託契約等にかかる役務提供に関する明細
書に該当する工事請負契約書は、同月９日の時点では作成されておらず、
同月１１日以降に作成された蓋然性が高いものと推認されるので、控訴
人らの前記主張は採用しない。

- (2) 前記（引用にかかる付加訂正後の原判決）認定の事実によれば、販売
業者及び役務提供事業者である補助参加人は、本件２ソーラーシステム
契約（乙２）に際し、契約の申込者あるいは相手方に対して、特定商取
引法４条、５条による申込書面、契約書面等の法定書面を交付しなければ
ならず、これらの書面の交付がクーリングオフの期間の起算点となる
（特定商取引法４条、５条、９条）。そして、(1)で認定の事実を総合す
れば、工事請負契約書には、商品の代金又は役務の対価の支払の時期、
クーリングオフによる売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又
は前記各契約の解除に関する事項、売買契約又は役務提供契約の締結を
担当した者の氏名の記載がなく、売買契約等の締結の年月日は虚偽の日
付けが記載されていて、法定の記載事項に不備があるものと認められる。
前記事実に加えて、控訴人からの本件立替契約等に関する意思確認のた
めの電話の際、■が被控訴人■になりすまして対応をした蓋然性が

高いことや、■■■らが被控訴人■■■らに対し、ソーラーシステム等の設置工事の具体的内容を、十分に説明した形跡が窺えないなど、補助参加人の取引方法にも問題があると認められることを総合すれば、同法5条所定のクーリングオフの期間は進行せず、本件クーリングオフの意思表示は有効と解するのが相当である。

これに対し、控訴人らは、被控訴人■■■らに対し、工事請負契約書を交付する際、本件ソーラーローン契約書とともにクーリングオフによる契約の撤回又は解除に関する事項が記載された申込書（丙2の2頁から3頁にかけて、以下「本件クーリングオフの説明書き」という。）を交付しているので、法定書面交付の要件を満たしていると主張する。しかし、被控訴人■■■らに、本件ソーラーローン契約書が交付されたのは、平成17年11月9日で、工事請負契約書が作成され、交付されたのが同月14日、15日ころであることは、前記（引用にかかる付加訂正後の原判決）認定のとおりである。また、本件クーリングオフの説明書きは、控訴人カードの案内や本件立替払契約等の説明が記載された頁と同一の頁に記載され、クーリングオフの意思表示の相手方が誰なのか、必ずしも明確でないなど、本件2ソーラーシステム契約に関するクーリングオフの説明であることが、一見して、認識できる体裁にはなっていない（丙2）。さらに、本件証拠上、工事請負契約書が作成、交付された際、■■■らから、被控訴人■■■らに対し、クーリングオフに関する説明文書を交付したり、具体的な説明をした形跡が窺われない。これらの事実を照らして、控訴人らの前記主張は採用し難い。

- (3) そして、本件立替払契約で割賦購入あっせんにかかる商品とされるソーラーシステム及び電化製品は、割賦販売法所定の指定商品及び指定役務（同法施行例1条1項別表1の8，9，28，30，同1条3項別表1の3の3）に該当するから、被控訴人らは、控訴人に対し、割賦販売

法30条の4により、本件クーリングオフの意思表示をもって対抗しうると解するのが相当である。

5 控訴人らの再抗弁について

控訴人らは、被控訴人らが、法定書面の不備を理由にクーリングオフを主張するのは権利の濫用であると主張する。

確かに、本件2ソーラーシステム契約にかかる設備は利用可能な状態にあり、被控訴人らは、前記設備を利用していることが窺われる（弁論の全趣旨）ものの、本件において、クーリングオフの期間が起算されないのは、そもそも、補助参加人が、交付を義務づけてられている法定書面を被控訴人らに交付しなかったという補助参加人側の落度によるものであって、被控訴人らによる本件クーリングオフの意思表示がなされた時期が、契約あるいは履行の終了後約2か月を経過した後になされたこと自体には、被控訴人らの責に帰すべき事由はないというべきであるから、被控訴人らによる本件クーリングオフの意思表示が信義に反し、権利の濫用に当たるとまであることはできない。

6 以上によれば、その余の点について、判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がない。」

第4 結論

よって、原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官

高 田 健 一

裁判官

尾

立

美

子

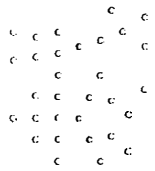
裁判官

上

杉

英

司

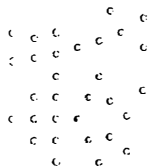
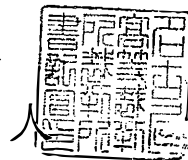


こ れ は 正 本 で あ る 。

平成20年9月10日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 加 藤 雅 人



平成20年1月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第1781号 求償金等請求事件

口頭弁論終結日 平成19年11月29日

判 決

北海道

原 告

株式会社

同代表者代表取締役

同代理人支配人

同訴訟代理人弁護士

被 告

同所

被 告

上記被告ら訴訟代理人弁護士

古 田 敏 章

横浜市

原告補助参加人

株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、495万円及びこれに対する平成18年5月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告らの負担とする。

(3) 仮執行宣言

2 被告ら

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 原告は提携ローン、保証委託等を業とする会社である。

(2)ア(ア) 被告■■■■ (以下「被告■■■」という。) 代理人■■■■ (以下「■■子」という。) は、平成17年11月11日、長州産業株式会社代理人原告補助参加人から、次の約定で商品を購入し、役務の提供を受ける契約を締結した (以下「本件1ソーラーシステム契約」という。)

商品 (役務)	太陽光発電システム	オール電化
---------	-----------	-------

代 金	495万円
-----	-------

申込金 (頭金)	0円
----------	----

残 金	495万円
-----	-------

(イ) 被告■■■は、■■子に対し、本件1ソーラーシステム契約に先立ち、その代理権を授与した。

(ウ)

A

 は、原告補助参加人に、本件1ソーラーシステム契約に先立ち、その代理権を授与した。

イ(ア) そうでないとしても、被告■■■ 代理人■■子 は、平成17年11月11日、原告補助参加人から、次の約定で商品を購入し、役務の提供を受ける契約を締結した (以下「本件2ソーラーシステム契約」という。)

商品 (役務)	太陽光発電システム	オール電化
---------	-----------	-------

代 金	495万円
-----	-------

申込金 (頭金)	0円
----------	----

残 金	495万円
-----	-------

(イ) 被告■■■は、■■■子に対し、本件２ソーラーシステム契約に先立ち、その代理権を授与した。

(3)ア 被告■■■代理人■■■子は、平成１７年１１月１１日、B 損害保険株式会社から、上記残金４９５万円を次の約定で借入れ、B 損害保険株式会社は、これを、売主であるA（若しくは売主である原告補助参加人から代金の受領権限を付与されたA）に支払うことにより、被告■■■代理人■■■子に対し貸し付けた（以下「本件立替払契約」という。）。・

元 金 上記残金額

利 率 年３．０５％

支払期間 平成１８年１月から平成３２年１１月までの間（１７

９回）毎月２７日限り ３万４３０２円

平成３２年１２月２７日限り ３万４３６１円

特 約 被告■■■が、上記分割支払を怠り、B 損害保険株式会社から分割支払金の取立てを依頼された原告が、２０日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらずその支払をしないときは期限の利益を喪失する。

遅延損害金 年１４．６０％（年３６５日日割計算）

貸付日（売主への支払日） 平成１７年１２月６日

イ 被告■■■は、■■■子に対し、本件立替払契約に先立ち、その代理権を授与した。

(4) 保証委託契約・連帯保証

ア(ア) 被告■■■代理人■■■子は、原告に対し、上記契約日に、被告■■■の上記(3)の貸金債務について、その連帯保証をなすことを委託し、原告は、これを受託した（以下「本件保証委託契約」という。）。・

(ウ) 原告は、そのころ B 損害保険株式会社に対し、被告 ■■■ の上記
貸金債務を連帯保証した。

被告■■■が期限の利益を喪失した際は、原告は、代位弁済の履行前であっても、被告■■■及びその連帯保証人に対し、事前求償権を行使できる。

ウ 被告■■■■■■■■（以下「被告■■■■」という。）は、原告に対し、上記契約日に、本件保証委託契約に基づき、被告■■■■が負担する一切の債務について、連帯保証した。

(6) よって、原告は、被告らに対し、本件保証委託契約による事前求償権及び連帯保証契約に基づき、連帯して、495万円及びこれに対する平成18年5月21日から支払済みまで年6分の割合による約定遅延損害金の支払を求める。

(1) 請求原因(1)の事実は認める。

(2) 同(2)アの事実は否認し、イの事実は認める。ただし、後記被告らの主張(2)アのとおり、契約の成立は争う。

(3) 同(3), (4)の事実を否認する。

(4) 同(5)の事実を認める。

(5) 同(6)は争う。

3 被告らの主張

(1) 本件の経緯

ア 原告補助参加人従業員■■■■■（以下「■■■」という。）が、平成17年11月5日、被告ら宅を訪問し、被告■■■に対し、太陽光発電システム（ソーラーシステム）及びオール電化販売の勧誘を行った。■■■は、同月9日、原告補助参加人従業員■■■■■（以下「■■■」という。）を同行して被告ら宅を訪ね、被告■■■と■■■子に対し、パンフレットを示し、「太陽が出ていれば、電気はいくらでもできるから、月にローンのお金を払っても、■■■電に電気が売れるから得。これ（ローン）だけ払えば、電気・ガス代を払う必要がない。プラスになっていいばかり。」と販売会社の太陽光発電システムとソーラーローンの説明をした。被告■■■及び■■■子は、時間をかけてシステムとローンを検討するつもりでいたが、■■■に指示されるまま、■■■子は、被告■■■の名でソーラーローン契約書（甲1）及び工事請負契約書（乙2）に署名押印し、被告■■■は、連帯保証人欄に署名押印した。

イ ■■■は、平成17年11月14日、被告ら宅を訪ね、被告■■■及び■■■子に対し、「ソーラーシステムをつければ冬でも電気代を払わず、余った電気を売れば月に2000ないし3000円になる。」との見積書等（乙3～5）を示し、ソーラーシステム等の販売勧誘を続けた。

このとき、原告から契約確認の電話が被告ら宅にあり、被告■■■が電話に出たが、■■■に指示されるまま同人に電話を替わると、■■■は、被告■■■になりすまして原告の電話に対応した。

■■■は、原告からの電話に先立ち、被告■■■及び■■■子に対し「原告から契約確認の電話がくるから、被告■■■がシステムをつけると返事しなければいけない。」と言っていた。■■■子が、「被告■■■は仕事で出られない。」と答えたところ、■■■は、「それじゃ、私が代わりに電話に出ます。」と述

べていた。

ウ 被告■■■は、■■■の一方的な進め方に不安を抱き、平成17年11月18日原告補助参加人■■■支店に電話をし契約撤回の申入れをした。

■■■は、同月19日、被告■■■の上記申入れを受けて、被告ら宅を訪ね、被告■■■に対し「部品とか注文してあるから、もうやめれない。」と契約が撤回できないと告げ、「なんでやめるんだ。」と徐々に口調を荒げ、最後は乱暴な口調で「やめるな。」とまで言った。■■■の強い態度に被告■■■は怖くなり、それ以上積極的に解約を主張できなくなった。

エ ■■■は、平成17年11月26日、職人2名を同行して被告ら宅を訪ね、被告らに工事内容の説明もないまま工事を始め、屋根の瓦に穴を開けた。被告■■■は、そのため、工事を拒否することもできなくなった。職人が同月27日に5人に増え、太陽光発電機のほか、家屋内のオール電化工事が進められた。エコキュート（給湯器）、クッキングヒーターがとりつけられ、その日のうちに工事は終わった。■■■は、工事終了後も、パンフレットを置いていっただけで商品説明をしなかった。

オ オール電化のための200ボルト配線工事が平成17年12月12日に行われた後、一連の設備の稼働が始まった。被告■■■は、被告ら宅に同月25日に届いた12月の電気料金の請求書が従前より6000円も高かったことや、お風呂のお湯が足らなくなることに我慢ができなくなり、原告補助参加人に苦情の電話を入れたところ、■■■は、平成18年1月5日に被告ら宅を訪ね、被告■■■に対し、「本件ソーラーシステムでは、6～8000円分の電気しか作れない。」と述べた。

(2) 抗弁の対抗（割賦販売法30条の4）

ア 本件1，2ソーラーシステム契約の不成立

本件1，2ソーラーシステム契約の内容はまったく特定されていない。
平成17年11月14日の時点で、ソーラーシステムについて、どのメー

カーのどの機種をつけるか、どのような工事が行われるか、また、オール電化について、どのような電化製品がつけられるか等について、契約の要素である具体的なシステム構成について一切特定されていなかった。

したがって、本件1, 2ソーラーシステム契約は成立していない。

イ クーリングオフ（割賦販売法30条の2第4項、30条の2の3、特定商取引に関する法律4条、5条、9条）

（ア）クーリングオフ行使の妨害

被告■■■の代理人被告■■■は、平成17年11月18日、原告補助参加人に対し、クーリングオフを行使しようとした。

これに対し原告補助参加人従業員■■■は、クーリングオフの行使を妨害した。

（イ）ソーラーローン契約書（甲1）には、商品（役務）名・型式について「太陽光発電システム、オール電化」、数量について「1」、金額について全体で¥4950000」の記載があるだけで、およそ他の商品と区別できる記載はなく、本件1, 2ソーラーシステム契約の内容が特定されていない。また、原告補助参加人は、「販売業者及び役務提供事業者」でありながら、ソーラーローン契約書（甲1）には、販売店は、「 」
A」と記載されている。

被告■■■と原告補助参加人との間の請負契約書（乙2）には、割賦販売法30条の2第4項に定める事項の記載がない。

（ウ）クーリングオフ

被告■■■は、原告補助参加人に対し、平成18年8月21日ころ、クーリングオフの意思表示をした。

（エ）補足説明

本件1, 2ソーラーシステム契約の目的物であるソーラーシステム及びオール電化は割賦販売法所定の指定商品にあたる（同法施行令1条1

項別表１の八「その他の家庭用装置品」、九「その他の台所用具」、二八「その他の料理用具」、三十「家庭用電気機械器具」、指定役務（同施行令第１条３項別表１の３の三「家屋の修繕又は改良」）。したがって、本件１，２ソーラーシステム契約及び本件立替払契約にも、同法所定の書面交付義務及びクーリングオフの規制は及んでいる。

割販法及び特商法所定の書面の厳格性については、消費者保護の観点から、厳格に解釈されるべきである。原告補助参加人は、「販売業者及び役務提供事業者」でありながら、ソーラーローン契約書（甲１）には、販売店は、「A」とあって、齟齬がある。原告補助参加人は、書面の記載から判別しえない、代理受領なる関係を主張するが、割販法及び特商法は、まさにこのようなあいまいな契約を排除すべく、交付すべき書面を法定したものである。

ウ 錯誤

- (ア) 被告■■■代理人■■■子は、本件１，２ソーラーシステム契約に際し、本件ソーラーシステムをつければ冬でも電気代を払わず、余った電気を売れば月に２０００ないし３０００円になるといった能力がないにもかかわらず、それがあつたものと誤信していた。
- (イ) 被告■■■代理人■■■子は、同契約に際し、本件ソーラーシステムに同能力があるので、本件ソーラーシステムを買い受ける旨を述べた。

エ 詐欺取消

- (ア) 原告補助参加人従業員■■■は、被告■■■代理人■■■子に対し、本件１，２ソーラーシステム契約に際し、本件ソーラーシステムをつければ冬でも電気代を払わず、余った電気を売れば月に２０００ないし３０００円になるといった能力がないにもかかわらず、それがあつたように告げて、被告■■■を欺き、その旨誤信させた上、同契約を成立させた。
- (イ) 被告■■■は、本件口頭弁論期日において、原告補助参加人に対し、詐

欺を理由として本件1, 2ソーラーシステム契約を取り消す旨の意思表示をした。

オ 不実告知（消費者契約法4条1項1号）

(ア) 原告補助参加人従業員■■■は、被告■■■代理人■■■子に対し、本件1, 2ソーラーシステム契約に際し、本件ソーラーシステムをつければ冬でも電気代を払わず、余った電気を売れば月に2000ないし3000円になるといった能力がないにもかかわらず、それがするように告げた。

(イ) 被告■■■は、本件口頭弁論期日において、原告補助参加人に対し、上記不実告知を理由に、本件1, 2ソーラーシステム契約を取り消す旨の意思表示をした。

カ 断定的判断の提供（消費者契約法4条1項2号）

(ア) 原告補助参加人従業員■■■の本件ソーラーシステムをつければ冬でも電気代を払わず、余った電気を売れば月に2000ないし3000円になるとの被告■■■代理人■■■子に対する説明は、断定的判断の提供にあたる。

(イ) 被告■■■は、本件口頭弁論期日において、原告補助参加人に対し、上記断定的判断を理由に、本件1, 2ソーラーシステム契約を取り消す旨の意思表示をした。

4 被告らの主張に対する原告の認否・反論

(1) 被告らの主張(1)の事実是否認ないし争う。

(2) 同(2)アの事実是否認ないし争う。

同(2)イ(ア), (イ)の事実是否認し, (ウ)の事実を認める。

同(2)ウの事実是否認ないし争う。

同(2)エ(ア)の事実是否認し, (イ)の事実を認める。

同(2)オ(ア)の事実是否認し, (イ)の事実を認める。

同(2)カ(ア)の事実是否認ないし争い, (イ)の事実を認める。

(3) 反論

ア クーリングオフについて

(ア) 原告補助参加人は、ソーラーローン契約書（甲１）が作成されるより前に、原告補助参加人名で見積書（乙３）を交付している。また、ソーラーローン契約書（甲１）と工事請負契約書（乙２）は同時に作成され、被告らに交付されている。したがって、工事請負契約書（乙２）はソーラーローン契約書（甲１）の記載事項を補完する一体のものとして交付されたというべきで、その記載事項に何ら不備はなく、書面不備を理由としてクーリングオフは理由がない。

(イ) クーリングオフによる解除がなされたときは、工作物等の原状回復費用は事業者の負担とすることが定められている関係で、一般にクーリングオフが認められた場合、事業者の購入者に対する残存価値に関する不当利得返還請求は不可能と考えられている。本件においても、仮にクーリングオフが認められたときは、本件ソーラーシステムの価格以上に原状回復費用が必要となるため、現状回復工事が不能として、結果として被告らが無償で本件ソーラーシステムを取得してしまうことになりかねない。

被告らに事業者の誤信もなく、クーリングオフ条項自体の記載はなされた書面の交付を受け、何ら不利益を被っていないにもかかわらず、単に A のローン用紙を使ったことのみをもって多額のソーラーシステムを無償で取得してしまう結果は不合理である。

しかも、本件ソーラーシステム自体に何ら欠陥があるものではなく、被告らは本件ソーラーシステムによる発電の利益等を享受できるし、現に享受している。

したがって、仮に書面不備の違法があるとしても、被告らがそれを口実としてクーリングオフを主張するのは、権利の濫用である。

イ 錯誤・詐欺・不実告知・断定的判断の提供について

原告補助参加人が本件1, 2ソーラーシステム契約前に交付した見積書(乙3)に記載された想定発電量と本件ソーラーシステム設置後の現実の発電量とは概ね合致しており, 原告補助参加人の担当者が虚偽の事実を告げた事実はない。

5 被告らの主張イ(クーリングオフ)に対する原告補助参加人の反論

(1) 訪問販売において, 販売業者及び役務提供事業者である補助参加人は申込時に申込書を交付しなければならず(特定商取引法4条), この申込書面には, ①商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価, ②商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法, ③商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期, ④クーリング・オフによる売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項(詳細は特定商取引法施行規則6条第1項が規定する。), ⑤販売業者又は役務提供業者の氏名又は名称, 住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名, ⑥売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名, ⑦売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日, ⑧商品名及び商品の商標又は製造者名, ⑨商品の型式又は種類(権利又は役務の提供にあっては, 当該権利又は当該役務の種類), ⑩商品の数, ⑪商品に隠れたる瑕疵がある場合の販売業者の責任について定めがあるときには, その内容, ⑫契約の解除に関する定めがあるときには, その内容, ⑬その他の特約があるときは, その内容を記載しなければならないとされ, ①～⑩は絶対必要事項とされる(特定商取引法4条1号ないし5号, 同施行規則3条)。

また, 契約締結時にも, 契約書面を交付する義務を負う(特定商取引法5条)ところ, 契約書面の記載事項についても, 前記の申込書面と同一であり, これらの書面の交付が, クーリングオフの期間の起算点となる(特定商取引法9条参照)。

(2) 平成11年に太陽光発電装置が指定商品に該当するとされ、また、太陽光発電装置の取付け又は設置は指定役務に該当するとされたために、本件1, 2ソーラーシステム契約については、特定商取引法4条ないし5条による規制が課されるものの、立替払いについては、何ら指定商品又は指定役務には該当しないので、書面交付やクーリングオフの規制は課されず、抗弁の接続が問題になるに過ぎない。

(3) 平成17年11月9日の時点で、原告補助参加人からは「見積書」(乙3)が提示され、その後に、工事請負契約書(乙2)が作成され交付されている。工事請負契約書(乙2)は、本件1, 2ソーラーシステム契約の契約書であり、この書面には前述の法定事項が記載されている。

上記書面には、クーリングオフに関する記載がないが、平成17年11月9日に、ソーラーローン申込書(甲1)に被告らの署名がなされている。この申込書は、表紙とソーラーローンの説明及び個人情報の取扱に関する事項を説明したページ、顧客用の控え、

原告

用、金融機関提出用、販売元用、小規模店用、委任状という構成になっている(丙2)。この申込書の2頁～3頁には、本件立替払契約の申込書とは別個独立の頁に、クーリングオフに関する事項が目立つように赤字で説明されている(丙2)。このクーリングオフの説明がなされた申込書(丙2)の2～3頁は、本件立替払契約の申込書の書式とは別個独立した書式であり(申込書と独立しているので、複写紙にはなっていない。)、本件立替払契約に関するものではない。なぜならば、本件立替払契約はクーリングオフの対象ではないからである。クーリングオフの説明は、本件1, 2ソーラーシステム契約に関する代金の支払のために行われる本件立替払契約において、購入者が金銭の支払方法を強く認識するため、その機に念を入れてクーリングオフができることを購入者に認識させるためという説明上の便宜のために、立替払の申込書と一緒に綴じ込まれただけのことである。

以上から、本件1，2ソーラーシステム契約は、特定商取引法上義務付けられた法定書面の交付を充たしている。

- (4) ソーラーローン申込書（丙2）の5頁以下は、本件立替払契約の申込用紙となっているが、ここには、Aが販売店で、原告補助参加人が販売代理店のような記載がある。

そもそも、上記申込書（丙2）は、指定商品、指定役務のクーリングオフの説明を購入者にするために2～3頁にその説明をしているが、本件1，2ソーラーシステム契約とは別の契約である本件立替払契約の申込書は、このクーリングオフの説明とは別に5頁以下におかれており、クーリングオフが適用されない立替払いとは関係がない。

本件立替払契約自体の申込書（丙2の5頁以下）に、Aが販売店で、原告補助参加人が販売代理店という記載があるのは、本件立替払契約においては、Aが原告補助参加人の受け取るべき原告からの立替払金を代理受領するということを顧客に説明しただけのことに過ぎず、本件立替払契約と別個の契約である本件1，2ソーラーシステム契約などの説明とは無関係の事項である。

したがって、これら本件立替払契約についての記載は、本件1，2ソーラーシステム契約のクーリングオフに何らの影響も与えない。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)，(5)，被告らの主張(2)イ(ウ)，(2)エ(イ)，(2)オ(イ)，(2)カ(イ)の事実は当事者間に争いがない。
- 2 請求原因(2)アにつき検討するに、本件全証拠によるもこれを認めるに足りない。

同(2)イにつき検討するに、証拠（乙2，証人■■■■子）及び弁論の全趣旨によれば、これを認めることができる。

なお、被告らは、本件2ソーラーシステム契約はその内容が特定していない

から不成立である旨主張するが、工事請負契約書（乙2）に、システムの内容や工事内訳、その他の費用が詳細に記載されていることからすると、被告らの同主張は採用できない。

- 3 請求原因(3), (4)につき検討するに、証拠（甲1）によれば、これ（ただし、「売主である A（若しくは売主である原告補助参加人から代金の受領権限を付与された A）」とあるのを「売主（販売店）である A」と改める。）を認めることができる。

なお、補足すると、原告と被告 ■■■ との間のソーラーローン契約書（甲1）には、売買契約（商品等）のお問い合わせ先の欄に「販売店 名称 A
■■■ 取締役社長 ■■■」とその右の欄に「代理店名 原告補助参加人中
部支店 代表取締役 ■■■ 担当者氏名 ■■■ 郎」と記載されているところ、同契約書の支払停止の抗弁についての条項（10条）はもっぱら販売店に関する記載があるのみで、代理店についての記載がないから、同契約は、A が売主であることを前提としているものと解される。

- 4 被告らの主張(2)アにつき検討する。

上記2, 3の認定事実からすると、本件立替払契約で割賦あっせん販売業者（販売店）とされる A と被告 ■■■ との間には何らの契約関係はなく、被告 ■■■ が A に対して何らの代金債務を負わないことは明らかである。

また、本件立替払契約で割賦購入あっせんにかかる商品とされるソーラーシステム及びオール電化は割賦販売法所定の指定商品にあたる（同法施行令1条1項別表1の八「その他の家庭用装置品」、九「その他の台所用具」、二八「その他の料理用具」、三十「家庭用電気機械器具」）、指定役務（同施行令第1条3項別表1の3の三「家屋の修繕又は改良」）から、本件立替払契約については、割賦販売法30条の4の適用があるといえることができる。

そうすると、被告 ■■■ は、原告に対し、割賦販売法30条の4により、被

告 ■ が割賦あっせん販売業者（販売店）である A に代金支払義務を負わないことをもって対抗できるというべきである。

5 以上によれば，原告の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。

よって，主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第6部

裁判官 内 田 計 一

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成20年1月16日

名古屋地方裁判所民事第6部

裁判所書記官 鈴木 広 軍

